

# 職員団体登録のしおり

(令和3年3月最終改正)

このしおりは、職員団体の登録に関する注意事項をまとめたものです。

## 登録されるには

職員団体が人事委員会に登録され、その後も引き続いて登録職員団体として取り扱われるためには、その規約の制定・改廃、役員の変更、登録に関する手続等については、地方公務員法第52条（職員団体）、同法第53条（職員団体の登録）及び職員団体の登録に関する条例の規定に適合していることが必要です。登録に関しては、これらの規定を参照するとともに次の事項にも注意してください。

北海道人事委員会

## 第1 登録の申請・登録事項の変更の届出

人事委員会に登録されていない職員団体が新たに人事委員会に対し登録の申請を行う場合、又は人事委員会に既に登録されている職員団体が登録事項の変更の届出を行う場合には、次の要領により、必要書類をそれぞれ正副2通提出してください。

※ 以下、「職員団体の登録に関する条例」（昭和41年北海道条例第35条）を「登録条例」と、「職員団体の登録について」（昭和41年9月7日付け41人委第636号人事委員会事務局長通知）を「通知」と呼びます。

※ 「職員団体の登録について」の一部改正について」（令和3年3月24日付け人委第810号決定）により、各種提出様式の提出者の押印が不要となりました。

### 1 新規に登録する場合（通知別記第1号様式関係）

- ① 職員団体登録申請書（役員名簿、事務所の所在地表及び連合体構成職員団体表（連合体の場合に限る。）を添付すること。）
- ② 規約
- ③ 規約の採択に関する証明書
- ④ 役員を選出に関する証明書
- ⑤ 組織に関する証明書
- ⑥ 代議員の選出に関する証明書（連合体が規約採択・役員選挙を代議制で行った場合に限る。）

### 2 登録事項の変更の届出を行う場合（通知別記第2号様式関係）

#### (1) 規約を改正した場合

- ① 職員団体規約（登録申請書の記載事項）変更届（主たる事務所の所在地に変更があった場合には、事務所の所在地表を添付すること。）
- ② 規約の改正部分 **※改正後の規約全文を添付**
- ③ 規約の採択に関する証明書
- ④ 代議員の選出に関する証明書（連合体が規約改正を代議制で行った場合に限る。）

#### (2) 役員の変更を行った場合

- ① 職員団体規約（登録申請書の記載事項）変更届（役員名簿を添付すること。）
- ② 役員を選出に関する証明書
- ③ 代議員の選出に関する証明書（連合体が役員選挙を代議制で行った場合に限る。）

#### (3) 役員の氏名、住所及び職名に変更があった場合

- ① 職員団体規約（登録申請書の記載事項）変更届（役員名簿を添付すること。）

#### (4) 事務所の所在地に変更があった場合

- ① 職員団体規約（登録申請書の記載事項）変更届（事務所の所在地表を添

付すること。)

※ 主たる事務所の所在地に変更があった場合には、(1)の例によること。

(5) 連合体の構成職員団体に変更があった場合

- ① 職員団体規約（登録申請書の記載事項）変更届（連合体構成職員団体表を添付すること。）
- ② 組織に関する証明書（登録されていない職員団体の新規加入があった場合に限る。）

★ 登録事項（規約、役員（氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつては、その職業））、事務所の所在地、連合体の構成職員団体）に変更があった職員団体は、その変更事由を生じた日から30日以内に、その旨を人事委員会に届け出なければならないことになっていきますので、厳守してください。

★ ここ最近、届出内容における誤記（単純な誤植や、規約全体で表現の統一が取れていないものなど）が大変多く見受けられますので、届出事項を決定する前に、複数人による念入りなチェックを行うなど、誤記の生じないようにくれぐれもよろしくお願いします。

<申請書等の記入要領>

職員団体登録申請書（通知別記第1号様式）及び各種証明書（同号様式における添付書類4から8まで）並びに職員団体規約（登録申請書の記載事項）変更届（通知別記第2号様式）の記入に当たっては、次の点について注意してください。

○ 共通事項

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜の用紙で補充し、添付すること。
- 2 不要の文字又は不要の部分は、線を引いて消すこと。
- 3 宛先は北海道人事委員会とすること。
- 4 職員団体名は、略称ではなく規約上の正式の名称を記入すること。

※ 既に登録条例による登録を受けている職員団体の変更届等の届出を行う場合は、当該登録されている名称と必ず一致するものであること。

○ 役員名簿（通知別記第1号様式の添付書類1関係）

- 1 役員について任期満了その他によって全員改選、一部補選、辞任等があつて既に登録条例による登録を受けている名簿の内容に変更があつた場合には、その都度届け出ること。
- 2 「役職名」欄には、例えば「執行委員長」、「書記長」のように規約に規定されている役職名を記入すること。
- 3 「所属部局課名」欄には、例えば「本庁〇〇部△△課」、「〇〇振興局△△部××課」のように記入すること。なお、職員でない役員の場合には、その勤務先を記入すること。
- 4 「職名」欄には、例えば「〇〇係長」、「主任」のように記入すること。  
なお、職員でない役員の場合には、その職業を記入すること。
- 5 「住所」欄には、各役員の現住所を記入すること。

○ 連合体構成職員団体表（通知別記第1号様式の添付書類2関係）

- 1 「構成職員団体表名」欄には、略称ではなく各構成職員団体の規約上の正式の名称を記入すること。

○ 規約の採択に関する証明書・役員を選出に関する証明書（通知別記第1号様式の添付書類4及び5関係）

- 1 「有権者の範囲」欄には、連合体が規約採択・役員選挙を代議制で行つた場合のみ、例えば「代議員」、「中央委員」のように記入すること。

- 2 「投票者総数」欄には、有効投票数に無効投票数を加えた全投票数を記入すること。
- 3 「投票場所」欄には、例えば「〇〇合同庁舎〇階労組事務室」等の構成員が実際に投票を行った場所を記入すること。

## 第2 解散したら（通知別記第3号様式関係）

登録された職員団体は、解散したときは解散事由を生じた日から30日以内に、その代表者を通じて、その解散を証明する書類を添付した解散届を提出しなければならないことになっていますので、注意してください。

なお、異動等で構成員がいなくなったような場合にも、その代表者（その状態を証明できる旧構成員を含む。）は、解散届及び証明書を提出するようにしてください。

## 第3 法人となるには（通知別記第4号様式関係）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより、法人となることができます。

法人となろうとする職員団体は、書面によってその旨を申し出てください。

### <提出・問い合わせ>

職員団体の登録に関する申請書等の提出及び問合せ等は、下記宛てに行ってください。

北海道人事委員会事務局総務審査課総務審査グループ  
〒 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 11階  
電話番号 011-204-5883（直通）011-231-4111（代表）（内線 32-426）  
F A X 011-232-2709  
メールアドレス jinji.soudan@pref.hokkaido.lg.jp